

京都市文化観光資源保護財団

NO. **86**

2003. 10. 10

会報

もくじ

—寄稿—

「文化財市民レスキュー体制について」

京都市消防局予防課文化財係

P 2

—特集—

「京都の庭」(2)

P 4

—保護財団の活動—

P 13



「寄稿」 文化財市民レスキュー体制について

私たちのまち京都は、世界文化遺産をはじめとして優れた歴史・文化と山紫水明の豊かな自然が調和するまちであり、平安建都以来1200年余の長きにわたり、日本の文化芸術の中心地として栄え、有形・無形の文化財が市内の随所に残されています。

時代を越えて守り継がれてきたこれらの文化財は、先人たちの精神活動をしのぶよりどころであり、物事のとらえ方や表現方法までも知ることのできる道しるべでもあります。

今日、文化財を取り巻く環境は日々大きく変化しておりますが、これら先人たちから受け継いだ世界に誇る京都の文化財を愛護し、後世に伝えることは、京都に住み、京都に関わるすべての者に課せられた重要な使命です。

京都市では、京都市基本構想に掲げられ「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」を実現していくために、「市民の皆様との信頼とパートナーシップ」をより一層確実なものとする「京都市市民参加推進条例」を制定し、さまざまな施策を推進しています。

これらの施策の基本となるのは、やはり安全で安心な京都のまちづくりであり、防災対策は何より重要であると認識しています。

また、本市がこの21世紀に大きく飛躍するため、梶本頼兼京都市長が提唱する「観光客5000万人構想」を実現していくうえでも、文化財の保存は必要不可欠なものであると言えます。

さらに近年、市民の方々のボランティアに対する関心が高まっています。市民がボランティ

ア活動を行うにあたり、行政の役割は「ボランティア活動に関する情報提供、普及、啓発」や「橋渡し」などであることから、消防局では、特に文化財を核とし、文化財関係の皆様と市民の皆様とのコミュニティを育み、災害に強い組織づくりを進める、「文化財市民レスキュー体制の構築」を推進しています。

消防局では、従前から文化財を火災から守るために、文化財を所有し、管理する関係者の自主防火責任の履行と自衛消防体制の確保が徹底されるよう努めているところです。

しかしながら、すべての文化財社寺が、不断の火災の警戒や自主防火管理、あるいは万一の場合の初動活動が万全かと言えば、必ずしも「万全だ」とは言い切れない状況にあります。

文化財が所在するお寺や神社の多くは、広大な敷地に木造の建物が隣接して建ち並び、また、一般的に誰でもが出入りでき、境内が開放的なため放火や火遊びなどによる火災の危険があります。一方、文化財関係者や従事者が少数で比較的高齢である場合が多くなる傾向にあることから、広い敷地の巡回や初動の活動等を十分に行うことが一層困難になっている状況にあります。

万一、火災が発生した場合、119番通報から消防隊が火災現場に到着するまでには、一定の空白時間があります。文化財関係者の行う初動活動によって、この空白時間に被害を大きくさせないことは極めて重要なことですが、文化財関係者だけで十分に活動できない場合、市民の皆様の協力を得ることによって、文化財を火災から守ることが出来るのではないかと考えています。

文化財を火災などの災害から守り、後世に引き継いでいくためには、文化財の関係者と地域の皆様、消防機関などの各関係者がお互いに協力する体制づくりが大変重要です。地域の皆様が文化財の関係者と協力して、できる範囲での活動をしていこうとする体制がこの「文化財市民レスキュー体制」であり、全国でも初めての取組です。さらにこの活動を通じて、災害そのものの知識と技術を身に付けて頂き、広く市民全体の災害行動力のレベルアップにつなげていきたいと考えています。

この文化財市民レスキュー体制の担い手となっ

- ・文化財周辺の住民
 - ・文化財周辺の事業所
 - ・文化財周辺の自主防災組織
 - ・文化財に関連する氏子や各種の団体の関係者
- です。これら市民の皆様のご理解とご協力によって、文化財を守るレスキュー体制が京都市内の各地で着々と産声を上げております。

平成12年度から5年計画で200組織の構築目標としておりますが、1年余を残した現在、すでに190組織を超え、予想以上のペースで結成されています。

このような状況をみまうとき、市民の皆様の防火防災に対する強い心意気を感じるところであり、「地域の文化財はわたしたちが守る」という愛護思想のもとに、「伝統的に高い防火意識」が「具体的な行動力」につながっているのではないかと考えています。

また、結成されたレスキュー体制には、平常時や災害時に使用していただく活動器材の配備を行っています。防災シートや担架、召集用ベ



ル、ヘルメット、夜光チョッキなど14種類の器材を活用した自衛消防訓練を実施するなどにより、文化財市民レスキュー体制の自立的な活動につなげていきたいと考えております。

今後とも、地域の皆様から自然発生的に文化財市民レスキュー体制が増え、自主・自立的な文化財を核とした地域コミュニティへ発展していくものと考えています。

文化財は、先人たちの努力と汗の結晶です。そのかけがえのない文化財が取り返しのつかないことになる前に、「自分たちのまちは自分たちでまもる」、「地域の文化財はみんなで協力してまもる」という共通認識のもと、地域の皆様が一体となって、文化財市民レスキュー体制を確立され、関係者の連携により総力を挙げて文化財を守っていききたいと考えています。

(京都市消防局予防課文化財係)

特 集 「京 都 の 庭」(2)

生業と庭との密接な関わり

京都は1200年の歴史の中で、実に様々な生業—いわゆる家業や職業—を生み出してきました。これら特色ある生業は京都の立地条件や気候風土と同調しながら育まれ、庭に関する営みもそのうちに含まれます。今回本文で取り上げるのは、庭は実に様々な生業の中に織り込まれており、そのことが京都独特の庭文化を実現しているという事実です。次回で取り上げる内容と重複しますが、京都には多様な社会層の人々が交錯しながら生活していたという点も、多彩な庭を生み出した要因とも考えられます。もしかすると庭には様々な生業の特性を映し出す鏡のような性格があるのかも知れません。ただ、残念なことに今日では多くの庭は実生活との関係を失い、生業の特性を映し出す鏡にはなり得ていません。むしろ生業とのつながりを断ち切られた庭の多くは、出自の手がかりを失いのっぺらぼうのようになっていきます。

私たちは文化財に指定・登録されている庭を訪れるとき、何やら特別なものに足を踏み入れるような気持ちになりますが、出自のまま使われていたときは実生活と密着しており、その庭の周辺にいた当時の人々にとっては文字通り「自分の庭のようなもの」であったに違いありません。したがって今日の庭の使われ方や見方はその成立過程からいえばかなり特殊であり、庭を訪れるときには時代の重層性などを考慮しておかなければとんでもない誤解を招くおそれがあります。

また第4回で触れますが、庭は生活と密着しているがため容易に改変や荒廃する状態におかれているため、今日見る姿が造られたときのままということはありません。特に生業との関係を失った庭では、後の管理者が従来とは違った意図を加え故意ではない改変がなされることがあります。例えば庭が一般公開されることで、それまでなかったベンチや人止め柵、案内板を設置されることがあります。これは使用目的の変化ゆえやむを得ないことですが、庭を本性から遠ざけているには違いないでしょう。以上のように庭に親しむ上では、それぞれの庭と生業との関係を考慮し、その生い立ちのままの状態を想像することが重要といえます。

ところで、これまでは生業との関係を断たれた庭について述べてきましたが、割合としては少なくなっているものの、京都には今もなお由緒のある庭が出自のまま使われている例があります。また造られたときとは違う使われ方をしている、観光目的の一般公開などとは違ったかたちで、したたかに延命している庭もあります。では、それらの庭はどのように生業と関わり維持されているのでしょうか、5項目に分類して紹介することにします。

□人の交流が結ぶ庭と庭—茶庭

地理的な分布からみると庭は個々で独立しているようにみえますが、生業を通じて関係をたどれば、距離は離れていても人の交流をもって庭と庭とが結びついていることがあります。例

えば織物業を営んでいる家と生糸の卸をしている家とは当然の事ながら人の行き来があるので、互いに庭造りへの影響があっても不思議ではありません。明確な因果関係は認められないものの、事実、西陣に居を構える生糸の卸業者と南禅寺に別荘庭園をもつ織物業者との間には親交があったといい、前者のお宅にもやはり立派な町家の庭が造られています。

このような互いに関連がある業種間で、庭造りの影響があると想像できる生業に「茶の湯」があげられます。三千家の庭といえば、表千家の不審庵庭園と裏千家の今日庵庭園（以上、国指定名勝）、武者小路千家の官休庵庭園（市指定名勝）ですが、これらに藪内家の燕庵庭園（国指定名勝）と堀内家の長生庵庭園（市指定名勝）を加えれば、千家五家の庭と称することができます。

茶の湯は千家五家を頂点に成立しているというものの、その深遠なる世界を支えているのは周縁にある数多くの生業ともいえます。そしてその根幹ともいえる存在が、千家十職と呼ばれる茶道具作家たちです。そもそも千家十職とは、三千家が指定した十人十職の職方であり、安土桃山時代の千利休の指示による楽長次郎の製陶以降、歴代家元の好み道具を造ってきた職人を大正時代になってこの名で呼ぶようになりました。ここでは、塗師である中村宗哲氏の庭について触れることとします。

職住一体の居宅の南側に位置する庭は東西に細長いつくりになっており、板塀の内側に位置するアラカシの生け垣と、その外側に植えられたカラタチの生け垣は、数軒を挟んで隣り合う武者小路千家と景観を共有します。官休庵庭園と中村宗哲氏の庭とは、前者が恒常的に茶事に

用いられるのに対し後者は個人宅としてお客をもてなすために設けられているものなので、同じように論じることとはできません。しかしながら官休庵庭園の南側部分だけと比較すれば、およそ6～7mの高生け垣を通して差し込む陽光が細かく透かされた中低木と相まって、とても柔らかな木漏れ日を形成しているところに、よく似た雰囲気を感じることができます。また、奥行きはあるものの板塀と建物との間がおおよそ4mほどであるにも関わらず、植栽の配置や地割りの工夫によって「市中の山居」を実現しているところにも、両者には共通の風趣を感じ取れます。そもそも武者小路千家と中村宗哲氏の居宅とは敷地がつながっていたようで、双方の雰囲気が近似しているのはその名残といえるかもしれません。しかし、今もなお共通の風趣が維持されているのは、両家の人々の間に共有される歴史と意志の疎通があつてのことであると考えられます。

今となつては由緒ある武者小路通りも、かつてのたたずまいを残すのは武者小路千家と中村宗哲氏の居宅だけとなってしまいましたが、かつてはこの辺りの居宅一帯にカラタチの生け垣が植えられていたといえます。地域の特色ある雰囲気を醸成しているのは、物理的な要因もさながら住んでいる人々の共感が重要であると考えられます。また、筆者が千家五家の庭を拝見して思い知らされるのは、茶庭独特の風趣が茶の湯の世界に精通する人々の厳しい眼差しをもって受け継がれているものであり、姿形を真似るだけでは踏襲できないということです。これを換言すると千家五家の庭の風趣を維持していくためには、千家五家の周縁で茶の湯の世界を支える人々の庭についても配慮する必要がある

ということです。配慮する範囲をどの辺りに設定するかはさておき、庭の風趣を総体的に維持していくことは、今後の文化財庭園の保護における課題といえます。

□生活の用—もてなしの庭

お客をもてなすことに徹している庭といえ、その配慮から密度に至るまで茶庭に叶うものはないでしょう。とはいうものの、視点を変えてみれば三食から宿泊の世話までをしてくれる旅館やホテルもお客をもてなす場であり庭が付きものです。当然のことながら双方は全く性格も性質も異なるのですが、ともにお客をもてなす場で庭が付きものという点では通ずるところがあります。

庭の下草をむしることや園路に水をまくといった行いは、全てお客を招き入れるための心遣いです。庭はなにぶん自己欲求の実現のための場と見なされることがありますが、生活の用としては、第一目的はやはりお客のもてなしがあげられます。しかしながら今日、庭は容器としての意義が目立つばかりに、人と人を結びつける場という本性が薄れ、所有者が「お客をもてなす」ことよりも、訪れる側が一方的に「拝見する」といった構図に変質しています。そのような傾向のなか「もてなし、もてなされる」という本性に近い状態で庭が使われている旅館やホテルは、今となっては貴重といえるかもしれません。

これは京都の例ではありませんが、庭を通じてお客をもてなした庭としては六義園が有名です。現在も東京の駒込に残る六義園庭園（国の特別名勝）は、徳川第五代将軍綱吉の側用人であった柳沢吉保（1658～1714）が造った庭です。

吉保は主君である綱吉を六義園に招いています。綱吉の場合は神田橋にあった吉保の本邸に訪れることが多かったようです。ここで紹介するのは、綱吉の生みの親である桂昌院の元禄14年（1701）のお成りであり、このときのお客の心をくすぐる吉保の気配りには感心させられます。

桂昌院は江戸城の奥深くに暮らしていたため、一般社会の様子をほとんど目にすることがなかったと考えられます。彼女にとっては、素朴な庶民生活や市井の雰囲気は知られざる世界であったといえます。そこで吉保は、庭の中に茶店や茅葺屋根の民家風建物などを設け、風景として街道沿いや山村の雰囲気を醸し出すように心がけ、桂昌院やそのお付きのものに庶民生活の疑似体験をはかったといえます。ふだんの贅沢で派手な暮らしとは一転して素朴な市井の雰囲気を目の当たりにした彼女が、日常生活では味わうことのできない催しを心から楽しんだことは想像に難くありません。このような例はきわめて特別なものですが、いつの時代もお客を招き入れるためにあれこれ思索する、訪れる方はそれを心待ちにするといった感情は普遍であると考えられます。

旅行で宿泊するような庭は、みな非日常の体験を期待するものです。桂昌院が城内の暮らしにうんざりしており庶民の暮らしに新鮮な感動を覚えたように、現在の旅館やホテルの庭もお客の心を惹きつけるものが求められます。さらに京都のように宿泊施設が多くある街で、庭に個性や特性が必要となるため、それぞれ色々な工夫がなされています。たとえばできるだけ改変をすることなく歴史をにじませ、本来は一体の庭でありながら泊まる部屋が違えば、違った

趣をみせるといった手法をとる旅館がある一方、毎年のように庭に手が加えられ、部屋の一つ一つに個性的な景を設定している旅館もあります。また、丘陵地という特殊な立地条件にあるホテルでは、高低差のある滝落ちと雄大なモミジのトンネルをもつ庭を実現しています。これら旅館やホテルでは切磋琢磨してお客をもてなすことに力が注ぎながらも、伝統ある庭文化の維持に努められています。

□日常生活の潤いや落ち着き—

町家の庭、隠遁の庭

古都京都では古くから商いが栄え、たくさんの伝統産業も育まれてきました。それは明治以降の新しい産業に支えられたものもあれば、それ以前の長い伝統に裏付けられたものもあります。

商いの場や工房に付随する庭は、商談—展示場の脇を彩るものとして—やもてなしのために使われることもさながら、日常生活に潤いや落ち着きを与えるものでもあります。このように日常生活の中へ完全に組み込まれている庭の場合、その形態は生業の特性や生活のありようが色濃く反映されます。また生活に密接であるだけに風趣はそれぞれに個性的です。例えば同じ町家の庭でも生業が異なれば、土間や通り庭、中庭、裏庭などの位置や敷地の割合が異なります。玄関脇に商いをする空間が必要な所では、土間と通り庭が兼用になり作業場としての庭があちこちに設定されることがあります。これが工房を主体にする居宅の場合は、中庭の代わりに平庭が造られその周りに工房などが設けられる例があります。日常生活を営む場に庭が造られている場合、工房の拡張等の理由で柔軟に造

り替えられることがありますが、有機的に変化した複雑な構造をもつことになった庭は興味深いものです。

さて次に商いに関連する庭としてあげられるのは、商いに成功して財をなした人々が造った庭です。ここには当然、南禅寺界隈に造られた別荘庭園などがあげられますが、一部の例を除いて日常生活とは関連が薄いものとして割愛します。周知の通り、庭を造るということは維持管理の手間も含めて、相当の財産が必要とされます。それゆえ庭を造ることが一つのステータスになった時代もありますが、町家のなかには商いで成功をおさめた後に隠遁の場として長年の夢であった庭を造った人々もいます。この場合、商いとの関連性は薄いので趣味的な要素—石造物など—に関心が持たれる傾向があるようです。

商いの興隆とともにあったこれらの庭は、近年の生活形態の変化によって亡失傾向にあります。これまで庭園学や造園学の分野では、いわゆる町家の庭はそれほど調べられていませんし、生業との関連性を通じての特性はほとんど明らかになっていません。もしこのまま町家の庭が亡失すれば、誰にも知られずに特徴ある文化遺産が消えていくことになります。それゆえ町家の庭の調査及び保存は、緊急を要する課題といえます。

□芸術と芸能の発露—

芸術家と蒐集家の庭、芸能の庭

傑出した庭は時として「総合芸術」であるといわれることがあります。庭が「芸術」に足るものであるかについてはさておき、「総合」という響きは庭に携わる職人の姿勢を如実に表し

ています。建物を造る場合は様々な職種の人々が分業をして一つのものを築き上げますが、庭に携わる職人は一得手不得手はあるとしても一石を据えることや樹木を植えること、庭木を手入れすることはもちろんのこと、時として石工のような仕事及び建物に付随する部分の仕上げや小修理などを一手に引き受けています。効率や技術の熟成という側面からいえば分業をしたほうがよいと考えられますが、庭仕事には様々な事態に対応できる柔軟な姿勢と、全体を調和しまとめ上げる器量が求められるため、庭に携わる職人の仕事はおのずと「総合」的にならざるを得ないようです。また、かれらは毎年の手入れのために庭へ出入りするため、所有者の意向をもっとも耳に入れやすい状態にあります。それゆえ所有者の様々な要望に答えられるよう努めるうちに、職域が広がったとも考えられます。

さて、傑出した庭には目を見張らんばかりの技が込められ、貴重な石像品が据えられていることがあるので、庭の芸術的価値はさながら、卓越した芸術観をもった芸術家や美術品の蒐集家が庭に興味を持つのは不思議なことではありません。また事実、古来から庭の施主となった人々は様々な芸術に造詣が深かったという側面もあります。これら高い審美観をもった人々は、庭を自身の世界観や芸術観を表現する場として考えたようで、庭造りに細やかな指示を与えたといえます。また芸能の場には、饗宴に彩りを与えるものとして庭が備えられているところがあり、表現をすることと庭との強い結びつきが感じられます。今日、芸術家や蒐集家が造った庭は美術館等に付随するものとして造られていることが多いようです。

□したたかに生き続ける庭一庭の現代的利用

今もなお出自のまま使われている由緒のある庭の紹介をするはずが、文章の多くを課題や問題点の提示に割いてしまいました。これは今もなお出自のまま、もしくはそれに近い状態で使われている庭の多くが、生業との関係の維持が難しくなっていることを示す結果になったようです。先にも触れたように近年の生活様式の変化はとても早く、伝統的な生業はその方向性の転換を余儀なくされています。その影響は経済の余剰に依存する庭の維持に大きく響いているのが現状です。

庭の保存において最も悩まされるのは、その敷地が余剰地であると見なされがちであることです。確かに取り壊しの手間を考えても、庭をガレージにするのは建物を取り壊すよりはるかに容易です。したがって気がついたときには庭が無くなって建て増しをされたり、アスファルトをしかれるといったことはよくあります。土地の有効利用が叫ばれる今日において、庭はこれまでにない受難の時代を迎えるといえるのではないのでしょうか。

しかしそんな状況にあっても、庭の所有者のご努力によって、したたかに生活の中に息づいている庭があります。その場合用途は病院の憩いの場であったり、修道院の広場であったり様々ですが、観光を目的にたくさんの人が訪れることによる荒廃からは免れることになり、かつての風趣を色濃く残すことができるようです。

理想的には庭が造られたときのままの生業と結びついていることがよいのですが、たとえ用途や目的は変わったとしても今日の生活様式に相応しいかたちで保存されることが望まれます。

官休庵（武者小路千家）庭園



京都市指定名勝

茶道の家元、武者小路千家の露地庭で、初代一翁宗守が寛文7年（1667）高松藩の茶堂を辞し、建てた茶室が官休庵です。以降、3度の火災に遭い、明治14年にはほぼ現在の姿になりました。

敷地内には官休庵のほかに多くの茶座敷があり、様々な方法で利用されています。露地には飛び石や蹲踞を巧みに配置され、これらの茶座敷をつないでいます。また内露地と外露地とを結ぶ「編笠門」といわれる中門は、日本庭園の中でも特に著名なものです。創設以来の伝統的な手法と斬新な意匠をあわせ持つ庭といえます。（非公開）

引用・参考文献 『京都市の文化財』

堀内家長生庵庭園

京都市指定名勝

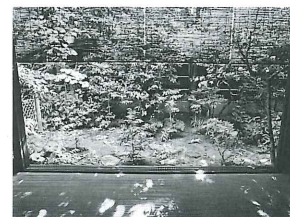


堀内家は久田家とともに表千家を支える家柄で、堀内浄佐の養子仙鶴（1675-1748）を初代とします。

長生庵は、18世紀初期に仙鶴が築いたものと考えられており、大きくは外露地、茶室「長生庵」及び「無着軒」の内露地の三つに分けられます。千家の露地とは異なり、内露地には腰掛や雪隠を設けていないのが特徴です。中門をくぐり長生庵の内露地に入ると、長生庵の躰口までは、露地中央の井筒を回りこむように飛び石が打たれ、奥行きを深く見せるような工夫がなされています。（非公開）

引用・参考文献 『京都市の文化財』

中村宗哲家の庭



茶の湯とともに家職を営み続け、芸術性高い茶の湯の漆芸品を制作し続けた職住一体の塗師の居宅として、建物が国の登録文化財の指定を受けています。（非公開）

引用・参考文献 中村昌生『中村宗哲氏の居宅について』

巽家の庭



西陣に店と居を構える巽家は、古い佇まいを残す町家の多くが代々の商いを続けられていない中、当家は同じ仕事を続けながら往時の姿を忠実に残している数少ない町家です。

この家の間取りは、まず玄関が商いの間となっており、一つ戸をくぐるところに大きな井戸が見え、そこはかつての台所です。その北側には、大正14年（1925）に増築された座敷が東西に2つ続いています。

座敷は、商談にきた人、あるいは客人がここで腰を落ち着けて東側に前庭を臨み、西側奥に床の間の座敷、さらにその奥に中庭を望むことができます。生活と実用が融和していなければ醸し出されない得も言われぬような趣きが心地よい庭です。（非公開）

引用・参考文献 『京都町家色と光と風のデザイン』（平成11年、講談社）

友禅苑の庭



知恩院三門のすぐ北側にある友禅苑は、その名が示すように友禅染と縁のある庭です。もともとの庭がいつ築かれたのかは、明らかではありませんが、元禄（1688-1704）頃の町絵師で、のちに染物の意匠に携わり友禅染の祖といわれる宮崎友禅斎の生誕三百年を記念して昭和29年に改修されました。庭の中ほどには宮崎友禅斎の銅像が建てられており、その功績が讃えられています。

庭は東から西に細長いつくりになっており、三門横の蓮池がちょうど中間になり、山際の奥まったところには、「染糸の滝」と呼ばれる立派な滝があります。これはその名の通り、水流が滝石組みを伝い落ちるのではなく、滝口からずっと細い水系を垂らしています。またこの滝のすぐ左手の石組みの中には、仏様が安置されています。円山公園との境には、斜面上に立石が連ねられており、園路を挟んだ向かい側には遣り水があります。流れは地形にそって幾つかの段差を落ちながら、すぐ傍に設けられた茶室の周りに彩りを与えています。（非公開）

引用・参考文献 『友禅苑について』（知恩院配布資料）、『京都大事典』

大橋家庭園 京都市登録名勝



大橋家は伏見稲荷大社の北側山裾に位置します。大橋仁兵衛は、草津浜で鮮魚の元請業を営んでいた人です。仁兵衛は大正2年（1913）に引退し、伏見稲荷大社にほど近い落ち着いた所に隠居屋敷を構えました。その屋敷内に造営されたのが京都市の名勝に登録されている庭園で、「苔涼庭」と称されています。庭をつくる際には彼自身も深く関与し、親交のあった小川治兵衛によく相談したと伝えられています。石組み、石造物、茶室、そして水琴窟などが要所に配されており、限られた敷地ながら見所の多い庭です。

引用・参考文献『京都市の文化財』

柊家旅館の庭



京都の代表的な宿として知られる柊家旅館は、文政元年（1818）に若狭出身の西村庄五郎が海産物商と運送業を営んだのに始まります。

一階の座敷には、全て坪庭が付帯しており、一つの庭をいくつかの座敷で共有している所もあります。また、庭は二階からも眺めることができますので、部屋が変われば、一風違った趣を感じることができます。戦時中の強制疎開や近年では御池通りの拡幅によって、庭部分も多くが失われたといえます。高堀と多彩な植栽に囲まれた庭は、木々の枝葉が細かく透かされているため、奥深くまで陽光が差し込み、その光線は千家の露地を彷彿とさせます。流れのせせらぎと相まって、周辺の喧噪を殆ど感じ

させることがありません。（非公開）

引用・参考文献 『柊家旅館について』（柊家旅館配布資料）

田口多重『おこしやすー京都の老舗旅館「柊家」で仲居六十年』（平成12年、栄光出版社）

『京都大事典』

俵屋旅館の庭



京都の代表的な宿として知られる俵屋旅館は、宝永年間（1704～11）浜田（鳥根県）出身の岡崎和助が呉服商を営んだ折に、浜田藩士が常宿するようになり、安政年間（1854～60）に宿屋としたことが始まりと伝えられています。

俵屋の信念には、伝統を重んじながらも時代とともに要請される変遷を積極的に受け止め、常に創造をしていこうという姿勢があるように感じられます。それは、庭にも色濃く反映されており、主人と職人との綿密な意志疎通のもと、常に旅館のどこか

では庭が造り替えられているといえます。限られた空間を有効に活かし、視点が定められた庭の景に隙のないものとなっています。（非公開）

引用・参考文献 『俵屋』（俵屋旅館配布資料）

村松友視『俵屋の不思議』（平成11年、世界文化社）

松田法子、大場修『俵屋旅館の平面構成の変遷過程』（京都大事典）

都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園 京都市登録名勝



都ホテルは、東山区粟田口華頂町の華頂山麓にあるホテルです。その前身は明治23年に三条古川町の油商西村仁兵衛が開業した吉水園で、その後、大正4年に株式会社都ホテルが設立、平成13年ウェスティン都ホテルとして現在に至ります。

葵殿庭園は、小川治兵衛の最晩年の作庭で、植栽や滝流れは作庭当時の状態を残しています。佳水園庭園は、大正15年に喜寿庵前庭として小川治兵衛の息子、小川白楊（保太郎）の手によるものです。

引用・参考文献 『京都市の文化財』、『京都大事典』

白沙村荘庭園 国指定名勝



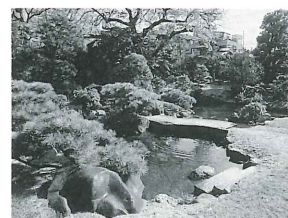
白沙村荘庭園は、日本画の巨匠橋本関雪が大正5年以降に営んだ邸宅兼画室の庭園です。庭園の構成は、池に面して建てられ、かつてはアトリエとして用いられていた建物である「存古楼」と、その脇に位置する夕佳門を境に、大きく東西に分けられます。

東側は大きな苑池を中心としており、その南方には石橋を境に小さな池が穿たれています。その周りには東西対面して二棟の茶室があり、小さな池周辺は、露地庭の雰囲気仕立てられています。

庭園の随所には石塔、石仏、燈籠等の優れた石造美術品が配されるなど、橋本画伯の豊かな感性が感じられる貴重な庭園です。平成15年8月に京都市指定から国指定名勝へと変更になりました。

参考文献 『京都大事典』、『京都市の文化財』

祇園甲部歌舞練場の庭



明治5年（1872）に始まった「都をどり」の第2回以降の開催会場として、また、舞妓・芸妓を養成する伎芸学校としての二つ機能を持つ施設として翌年の6年（1873）に四条通花見小路下る西側の旧清住院跡に開設したのが始まりです。その後、大正2年（1913）に同東側に移転新築され、昭和10年に現在地に移りました。

演舞開催時には舞台・観客の他に各等級席の客について玄関や待合、休憩など様々な空間が設置されています。庭はその一つとして、八坂倶楽部と称する建物の前に広がっており、観客が待合から眺望できるようになっています。庭への眺望の格差は観客の各等級席のちがいであるといえます。（非公開）

引用・参考文献 石川祐一「祇園甲部歌舞練場の建築」、『京都市の文化財』

北村美術館 四君子苑の庭



茶道美術品中心の美術館の南側に位置する数寄屋建築の茶苑四君子苑は、もとは実業家で近代数寄者の北村謹次郎の自邸で、昭和51年に北村文華財団を設立、美術館はその翌年10月に開館しました。

庭は、佐野越守の設計・施工によるものであり、建物は名工北村捨次郎の手によって完成、後には建築家吉田五十八によって増築が行われました。庭の点景として宝塔基礎の孔雀文様水鉢をはじめ、重要文化財の八角型石燈籠、北東部には鶴の塔（宝篋

印塔)が鎮座し庭の地割りを引き締めています。石造美術品以外にも、茶室や腰掛待合、そして渡り廊下に至るまで数多くの構成要素が庭に華やぎを与えます。また、重ね落ちる滝から色とりどりの石で組まれた護岸と池底、さらには建物の敷居まで入り込んだ流れから露地など、見所をあげれば限りありませんが、やはり庭の景を輝かせているのは不断の樹草の手入れがあってこそであると考えられます。(非公開)

引用・参考文献 北村美術館編『京・数寄屋と茶庭 四君子苑百景』(昭和57年、講談社)
『京都大事典』

しやくすいえん
積翠園の庭



積翠園はかつて妙法院所有の庭でしたが、昭和29年7月に日本専売公社(現在の日本たばこ産業株式会社)が買収し、昭和31年頃に現在の京都専売病院が当庭の池畔南側に建てられました。近年、車椅子での往来ができるように、園路等が一部改修されましたが、今もなお古き佇まいが残る落ち着いた庭です。

当庭のように築造当初とは違った使い方がされてきたとしても、良好な状態で姿形が残されているだけでも幸運ですし、所有者・関係者の方々の努力のたまものといえます。このような古庭園の現代的利用については、賛否両論あるところですが、庭の

周りを患者さん達が散歩をされたり、入院患者の方が病棟から庭を眺められることで、人と繋がりあっている庭は輝いて見えます。(非公開)

引用・参考文献 重森三玲・重森完途『日本庭園史大系 第二巻・飛鳥・奈良・平安の庭』(昭和49年、社会思想社)

(以下、次号に続く)

文：今江秀史(京都市文化市民局文化財保護課技師)

(本稿は、文化財企画展「京都の庭」(平成15年1月開催、於：京都芸術センター)における展示解説文を転用・修正し、掲載したものである。)

役員の異動

団体などの代表者の交代並びに新任者の就任に伴い、新役員が次のとおり選任されました。

(敬称略・順不同)

新任役員

- 理事 田中セツ子(京都市会議員)
理事 谷口 弘昌(京都市会副議長)
理事 安井 恒夫(財団法人京都文化財団常務理事)
理事 垣内 剛(西日本旅客鉄道株式会社社長)
評議員 加藤 盛司(京都市会文教委員長)

退任役員

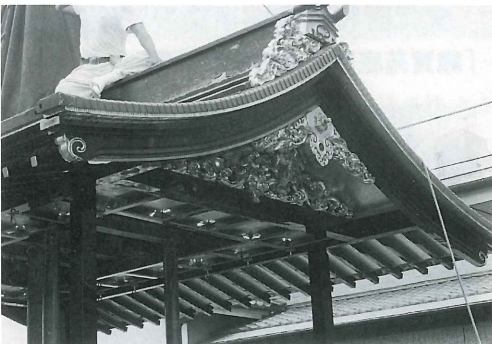
- 理事 磯辺 寿子(前 京都市会議員)
理事 高嶋 弘恵(前 京都市会副議長)
理事 高見 静治(前 財団法人京都文化財団常務理事)
理事 南谷昌二郎(前 西日本旅客鉄道株式会社社長)
評議員 橋村 芳和(前 京都市会文教委員長)

平成15年度 文化観光資源保護事業助成

平成15年度文化観光資源保護事業に対する助成について、これまでに申請受付を行いましたところ四五行事をはじめとする伝統行事芸能の保存執行団体並びに文化財所有者・管理者から延べ79件の助成申請がありました。

内訳は、時代祭の行列執行、祇園祭南観音山の屋根破風飾修理事業など四五行事の保存執行23件及び伝統行事芸能が、例年どおり行事14件、芸能26件の計63件となっています。

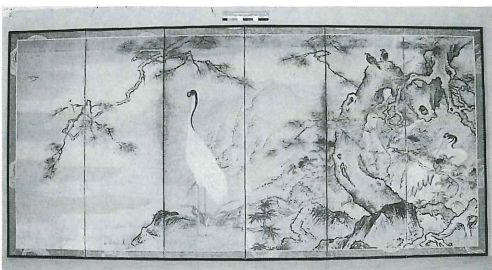
又、文化観光財は、観智院(南区)の南門修理工事、東福寺(東山区)の紙本著色「花鳥図」六曲一双屏風修理事業など16件の申請がありました。



一祇園祭南観音山屋根破風飾り一
屋根破風飾りの損傷が著しい為、本年度修理が行なわれる。



一観智院南門一
教王護国寺(東寺)の塔頭寺院で、南門は17世紀頃の建立と伝えられるもので、老朽化による屋根瓦の損傷が著しいため、修復工事が行なわれる。



一紙本著色「花鳥図」六曲一双屏風一 蔵：東福寺
雪舟が描いたという花鳥図屏風を、雲谷等願(1591~1644)が写したと伝えられる作品で、雲谷派の画風の先駆となったことを示す屏風といわれる。
本紙及び表具の損傷が全体に見られることから修理が行なわれる。

なお、助成金の交付は、当財団の文化財専門委員会で審議し対象を決定したのち、理事会において助成額を決定することになっています。

文化財特別公開事業のご案内

◇「織寶苑庭園」秋の特別公開



東山連峰の雄大な景観に、紅葉がひとときわ美しい「織寶苑庭園」の秋の特別公開を春の公開に引き続き実施します。春の新緑とは違った色鮮やかに美しく紅葉する庭園をお楽しみ下さい。

日時：平成15年10月19日(日)～11月30日(日)

※毎月曜日は休み。但し、11月24日(月・祝)は公開します。

午前10時～午後4時

(受付は、午後3時30分まで)

場所：織寶苑(京都市左京区白川通二条東)

見学科：600円(中学生以上。)

※財団会員の皆様は、見学科を300円に優待割引させていただきます。この会報を送付しました封筒を必ずご持参下さい。受付にて、割引させていただきます。(但し、会員ご本人様1名限り。)

◇京の文化財探訪

紅葉の尼門跡寺院「靈鑑寺」の文化財を訪ねて

恒例の尼門跡寺院「靈鑑寺」の秋の特別公開を実施します。鮮やかに紅葉する庭園を回遊しながら、文化財や御所人形などの寺宝を見学していただけます。



日時：平成15年11月20日(木)～24日(月・祝)

午前10時～午後4時

(受付は、午後3時30分まで)

場所：靈鑑寺(京都市左京区鹿ヶ谷)

参観料：500円(中学生以上。)

2004年版文化財カレンダー
「京都・住まいの庭」

毎年、京都の文化財をとりあげ製作しています当財団オリジナルカレンダー。来年版は「京都・住まいの庭」をテーマに発行致します。会員の皆様方ご希望の方は、下記の要領でお申込下さい。

掲載内容：1, 2月 官休庵庭園(京都市指定名勝)
3, 4月 大橋家庭園(京都市登録名勝)
5, 6月 西村家庭園(京都市指定名勝)
7, 8月 巽家庭園
9, 10月 並河家庭園(京都市指定名勝)
11, 12月 織寶苑庭園

規格：B3サイズ・8枚もの(表紙・解説含む)

申込方法：文化財カレンダー希望、郵便番号、住所、氏名(法人の場合は、法人名と代表者名)、電話番号、会員番号(当会報送付時の宛名に記載していません番号)を記入し、郵送料切手290円分を同封のうえ封書でお申込下さい。

申込期限：12月1日(月)まで。

申込先：京都市左京区岡崎最勝寺町13

京都都会館内(〒606-8342)

(財)京都市文化観光資源保護財団

2004年版文化財カレンダー係

注・申込資格は、当財団会員に限りします。

・申込部数は、法人・個人ともに1部とさせていただきます。

・カレンダーの発送は、11月中旬より順次発送致します。

・なお、会員以外の方や、会員の方で2部以上をご希望の方は、実費頒布も行いますので当財団事務局までお問い合わせ下さい。

文化財企画展

「近代京都の生活デザイナー
建築家・武田五一展」

京都には、社寺建築と並んで近代の名建築家による優れた歴史的建造物が、数多く残されています。

その中でも、建築の様式と意匠の多様性を追求し、また建築にとどまらず生活デザインの幅広い分野で活躍した建築家に武田五一がいます。

建築家・武田五一の京都における様々な活動を、展示を通して紹介することにより、京都のデザイン文化の本質を探る文化財企画展「近代京都の生活デザイナー 建築家・武田五一展」を開催します。

□日時：1月10日(土)～1月27日(火)

午前10時～午後8時

□会場：京都芸術センター

(京都市中京区室町通錦小路上ル)

□入場料：無料

※会員の皆様には、当事業の詳しいご案内を追って、ご送付させていただきます。



同志社女子大学 栄光館 国登録有形文化財
建築家・武田五一の昭和7年(1932)の建築作品。和風の意匠を織りまぜたデザインに特徴がある。
(表紙に、内部講堂のカラー写真掲載。)

第34回 京の郷土芸能まつり

「都の賑わい 祭り まつり」

京都市域に伝承されている郷土芸能の公開の場と多くの方にその良さを紹介し、保存育成に対する理解と協力を呼びかけることを目的に毎年開催しています。

□日時：2月29日(日)

開場13:30 開演14:00

(2時間30分公演)

□会場：京都都会館第一ホール

(京都市左京区岡崎)

□出演：京都市の芸能、京都府の芸能、小京都の芸能から6団体出演予定

□入場料：2,000円(全席指定)

※会員の皆様は、料金を1,500円に割引させていただきます。(但し、お一人2枚まで。)

ご希望の方は、当財団事務局までお申込下さい。

※出演芸能内容等の詳細は追ってチラシにてご通知いたします。

「京都の文化財を守る会」 入会のご案内

昭和43年11月3日文化の日に結成されました「京都の文化財を守る会」も今年で35周年を迎えます。京都府文化財保護基金（現、財団法人京都文化財団文化財保護基金室）が府民対象に行っていた「移動文化財教室」に参加している人々から、「単に見学するのみにとどまらず貴重な文化財や自然の風土を守るための組織をつくろう」との意向が寄せられ結成されたのが始まりです。現在、守る会は「京都府下にある文化財の保護と自然的風土の保全のため共通の熱意を持つ人々が、互いに連絡協調し、保護思想の高揚と普及を図ることを目的とする」として活動しています。会員数200余名、毎年5月に総会と研修会を行い、理事7名で運営しています。現在、京都を4つの地域ブロック、東支部（東山区、山科区）、中支部（中京区、下京区、南区、右京区）、北支部（北区、上京区、左京区）、西南支部（伏見区、西京区、西山地域、南山城地域、丹波丹後地域）に分け、各支部に支部長、副支部長を置いています。各支部は、年間3回程度の支部研修会を実施しています。財団法人京都市文化観光資源保護財団が開催される社寺、庭園などの文化財特別公開事業には、「京都の文化財を守る会」のボランティア部の部員が受付、誘導、監視、説明等で協力しています。

京都の文化財を守る会の年会費は、2,000円、家族会員は1,600円です。

入会、その他のお問い合わせは、下記までお願いします。

京都の文化財を守る会事務局

〒607-8160 京都市山科区柳辻東浦町61

山本正明方

TEL・FAX 075(581)1720

インターネットホームページ —京都その文化遺産の保護と未来のために—



もっと知れば

もっと京都は

おもしろい

アドレス

<http://www.kyobunka.or.jp>

◇刊行物のご案内◇

京都市より平成15年4月に京都市が新たに指定・登録しました文化財と、併せて国登録有形文化財を紹介しました「京都市の文化財—第21集—」（B5判・40ページ）が刊行されました。

ご希望の方は、600円（送料別）で頒布しておりますので、当財団事務局までお申込下さい。

編 集 後 記

本号では、京都市消防局より文化財市民レスキュー体制について、ご紹介いただきました。

文化財を火災から守るためには、所有者・管理者や関係機関と地域の皆さんとが相互に協力する体制を築くことが必要です。皆様もこの活動に対し、ご支援・ご協力をお願い致します。

会 報 No.86

2003.10.10

会 報 題 字／理事長 上山善紀

会 報 表 紙／同志社女子大学 栄光館 講堂

撮影 神崎順一

編集・発行／財団法人京都市文化観光資源保護財団

京都市左京区岡崎最勝寺町京都会館内

〒606-8342 TEL 075 (752) 0 2 3 5

FAX 075 (752) 0 2 3 6